

第70回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年5月30日（月曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 5月30日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 59号議案 穴粟市教育委員会委員の任命について

日程第 4 第 60号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 61号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 62号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 63号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 64号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

第 65号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 66号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）の専決処分（専決第1号）の承認について

日程第 6 第 67号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 第 68号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について

日程第 8 第 69号議案 穴粟市森林文化創造基金条例の一部改正について

日程第 9 第 70号議案 穴粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例及び穴粟市放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ
いて

日程第 10 第 71号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）

第 72号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第 11 第 73号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

日程第 12 第 74号議案 教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結

について

- 日程第 1 3 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、平成 29 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 59号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 第 60号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 61号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 62号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 63号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 64号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 65号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 第 66号議案 平成 28 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について
- 日程第 6 第 67号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 第 68号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について
- 日程第 8 第 69号議案 宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正について
- 日程第 9 第 70号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 71号議案 平成 28 年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 72号議案 平成 28 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 第 73号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第 1 2 第 74号議案 教育用タブレット P C ・大型モニター購入契約の締結について

日程第 1 3 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、平成 29 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 上 長 正 典 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君
一 宮 市 民 局 長 榎 谷 米 男 君	波 賀 市 民 局 長 松 木 慎 二 君
千 種 市 民 局 長 幸 福 定 利 君	企 画 総 務 部 長 中 村 司 君
ま ち づ くり 推 進 部 長 坂 根 雅 彦 君	市 民 生 活 部 長 小 田 保 志 君
健 康 福 祉 部 長 大 島 照 雄 君	産 業 部 長 中 岸 芳 和 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 石 俊 一 君	建 設 部 長 鎌 田 知 昭 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 藤 原 卓 郎 君	総 合 病 院 事 務 部 長 花 本 孝 君

(午前9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 第70回宍粟市議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

開会に先立ち4月に発生しました熊本・大分の地震に遭遇され、尊い命を失われた方や被災された皆様に心から哀悼とお見舞いを申し上げます。九州地域の一日も早い復興をお祈り申し上げる次第であります。

山崎断層を抱える本市も将来起こるかもしれない災害から市民の安心と安全を守り抜くため、市民と議会と行政とがしっかり手を結び、備えを考えなければならないところでもあります。

議員各位には公私御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、後刻市長より説明があります。円滑に、かつ適切妥当な議決に達せられますよう切望する次第であります。

明るいニュースもあります。さきの兵庫県本会議にて、兵庫県立森林大学校が宍粟市一宮町にて平成29年4月開校の認可がおりました。森林の再興と若人の飛躍に期待するところであります。

また、広島からは、世界に向かって安倍首相とアメリカ、オバマ大統領により核なき平和の声が大きく発せられる歴史的な動きもありました。

中山間地に位置する宍粟市であります。世界の流れ、日本の流れに遅れることなく、宍粟の未来を構築すべく日々の精進を重ねたいものであります。

このような意味で、今定例会でも極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には諸般の議事運営に御協力のほどをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

市長、御挨拶をお願いします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

第70回宍粟市議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

平成28年度もはや2カ月がたとうとしておりますが、新緑の深まりとともに、間もなく梅雨入りの時期を迎えます。先日の気象庁の予報によりますと、今年の梅雨入りは平年並み、このように報告があったところであります。

さて、先ほどもありましたとおり、4月14日から発生しました熊本地震から1カ月半が過ぎました。地震により多くの家屋や施設などが被災し、尊い人命、財産が

失われました。改めまして、お亡くなりになられた方々と被災された多くの皆様に、心より御冥福とお見舞いを申し上げます。今回の地震が、山崎断層を有するこの地に即影響するとは思えませんが、今後も災害対策には気を引き締めて取り組んでいきたいと、このように思っております。

また、一方では、一度災害が発生すれば行政や防災関係機関等は可能な限り最善を尽くし、対応してまいりますが、全てにおいて行うことは限界があります。自主防災組織活動である「地域の助け合い」の支援が欠かせないものとなってまいります。市民の皆様の御協力を得ながら、自主防災組織の育成、そして強化のための協力体制づくりにも今後推進してまいり所存であります。

4月から、宍粟市地域創生総合戦略の地域創生を具体化する次へのステージがスタートしました。人口減少、少子高齢化という大きな課題に直面している現在、森林と共に生きるまちを再確認し、住まい、仕事、観光、子育て・教育、環境、保健・休養といったさまざまな面において、森林からの恩恵を最大限に活かしながら、市民、地域・団体、企業、行政間の相互の連携と、まちで活躍する多彩な人材の育成によって、森林から創まる多様な取り組みを総合的に展開し、人と自然が輝き、活力に満ちた持続可能な地域の創生、また、将来への希望を持てる地域の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

とりわけ、人口減少問題に対する特効薬はありませんが、何よりも地道な施策の積み重ねが重要であります。市民の皆様が安全なまちで元気に健康で暮らしていただくことを最優先に考えつつ、若者の定着化の促進や安心して子育てのできる環境整備など、今やらねばならない施策にも挑んでいきたいと考えております。

議員各位におかれましても、宍粟の地域創生の取り組み、また、その具体化に向けた取り組みに対し、御理解と御協力を重ねてよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認、平成28年度補正予算、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正など、合わせまして16件の議案の上程を予定しております。

慎重に御審議賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） ただいまから第70回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告 1、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成27年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告 3、本日市長から議案16件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（秋田裕三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

5番、飯田吉則議員、6番、大畑利明議員、以上、両議員にお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

議長（秋田裕三君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの22日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月20日までの22日間に決定しました。

日程第 3 第 59号議案

議長（秋田裕三君） 日程第 3、第59号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第59号議案、宍粟市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現委員であります田中真人氏が平成28年6月2日をもって任期満了となることか

ら、新たに教育委員として前田純恵氏を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

前田氏は、平成20年12月から平成26年11月の間、主任児童委員として乳幼児を持つ親の子育てに関する活動や子どもにかかわる相談に応じるなど、児童の健全育成や児童福祉の推進に向けて精力的に活動をなされております。

またPTA役員、学校評議員として、学校運営にも積極的に参画された経験があることから、学校教育への識見も大変深いものがあり、周囲の人望も厚く、人格、識見ともにすぐれ、教育委員として適任であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第59号議案については、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

第59号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 第60号議案～第65号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第60号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第65号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの6議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第60号議案から第65号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、宍粟市からは11名が委嘱され、自由人権思想の普及・高揚など、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

この宍粟市人権擁護委員のうち5名が平成28年9月30日をもって任期満了となり、また、1名が4月30日をもって退任されたことから、後任の委員としまして平田安子氏、薄木陽子氏、福澤隆行氏、福田文彦氏、早川寿美氏、田住 学氏の6名を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見を求めるものであります。

平田氏は、平成22年10月から、薄木氏・福澤氏の両氏は、平成25年10月から、人権擁護委員として積極的に活動され、人権擁護、啓発において多大な貢献をなされており、引き続き人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

また、福田氏、早川氏、田住氏の3名は、人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護と啓発に精力的に取り組んでいただきたく、新たに人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

以上、6議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第60号議案から第65号議案までの6議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第60号議案を採決します。

第60号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第61号議案を採決します。

第61号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第62号議案を採決します。

第62号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第62号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第63号議案を採決します。

第63号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第63号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第64号議案を採決します。

第64号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第64号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

続いて、第65号議案を採決します。

第65号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は、原案のとおり推薦することに決しました。

日程第5 第66号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第66号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第1号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第66号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分（専決第1号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算は、平成27年度国民健康保険事業特別会計において、収支不足が生じる見込みであることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成28年度予算から繰上充用することとしたものであります。

収支不足の要因としましては、循環器系などの高額医療費が想定以上に伸びたことや、C型肝炎の新薬が保険適用された影響による医療費の増であり、また、それらに見合う国県支出金や税収などが収入見込みを下回ったことであります。

繰上充用の財源につきましては、暫定的に国民健康保険税を充てておりますが、平成28年度の収支を見通す中で、税率改正も踏まえ6月補正で精査することとしております。

なお、このたびの補正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ない事情により行ったものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回の議案は、次に提案される国保税条例の税率改正とあわせて、あと71号、72号の一般会計補正予算や国民健康保険事業特別会計補正予算とも密接に関係しておりますので、一括して質疑ができたらいいんですけども、それぞれ別で上程されておりますので、まず、第66号議案について質疑をしたいと思えます。

まず、ただいま市長から提案説明があったとおり、専決処分というふうなことになっておるんですけども、専決処分というのは幾つかの場合に限って専決処分が行えるというふうなことになっております。そういう意味で、専決処分の日時が5月20日ということになっているんですけども、5月16日には臨時議会が開かれまし

た。それで、確かに医療費の請求というのは2カ月遅れで来て、確定するには2カ月後というふうなことになるとは思うんですけども、通常であれば、その2カ月前ぐらいの時点で医療費の動向を大体どういうふうになるかということを見込んで補正予算を組んでというふうな手法がとられるべきだったと思うんですけども、なぜあえて専決処分という格好にしなればならなかったのか、その理由がもうひとつわかりにくいので説明していただきたいと思います。

それと、もう1点は、繰上充用についてでありますけれども、私ども長年議員をさせていただいておりますけれども、こういう繰上充用にて予算を処理されているという事例はあまり、あまりと申しますか、経験がありません。そういう意味で私は繰上充用については法で認められた、ちゃんとした会計処理の一つでありますから、問題とは思いませんけれども、ただ繰上充用をしなればならなかったという理由については、私は考え方が違うと思うんですね。先ほども言いましたように、補正予算を組んでおれば、こういうふうな3月31日付の専決処分を臨時議会に報告するという方法もあったでしょうし、もし財源がなくてというふうな、今回は市長はお考えのようでありますけれども、私どもがずっと一貫しております一般会計からのルール分以外の繰り入れ、こういう考え方をもってすれば、こういうふうな繰上充用という方法ではなくて、一般会計からの補正予算を見込んで、それを医療費に充てるという考え方をもってすれば、今回のような会計処理をしなくて済んだのではないかなと思うんですけども、そのあたりどういうふうな判断をもとに、こんなふうな繰上充用というふうな会計処理をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 私のほうから御答弁のほうをさせていただきます。

まず、専決処分の妥当性についてでございますが、繰上充用につきましては、出納閉鎖期の5月31日までに行うというようなことで、臨時議会の時点で収入不足の予想はしておったわけなんですけれども、繰上充用すべき額の確定時期、5月31日をもとに5月20日で専決をさせていただいたと。これにつきましては、専決は妥当というふうに考えております。

それと、あわせまして、市民の御意見を聞くということで、国保の運営協議会を12日に開催をしておるわけなんですけれども、その答申を19日にいただいたということで、即決はされずに、後日ということでもございましたので、それもあわせまして5月20日ということで、その日につきましては妥当というふうに考えております。

もう1点、繰上充用についてですが、ルール以外の繰り入れをしないと決めていたからというようなことで、こういうふうなことになったんじゃないかというような御質問でございますが、国保会計の運営につきましては、加入者負担等によりまして、この間、独立採算が原則ということで決めております。ルールに基づいた繰り入れをするということが、この間の基本的な考え方でございますので、ルール外の繰り入れをしなくて、繰上充用の手法をとったということは、この間の独立採算が原則であるという趣旨からして、そういったことで対応のほうをさせていただいたところでございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。部長は、国保運営協議会に税率改正の諮問をしていて、その答申が出たのが19日だと。だから5月20日に専決処分をしたんだというふうなことをおっしゃられますけれども、これはあくまで平成27年度の医療費の動向についてであって、国保運営協議会については税率改正の諮問ですから、運営協議会の諮問が主張どおりの答申が出るのか出ないのかということは全く別問題なんです。ですから、あくまで平成27年度の収支不足に対しての穴埋めの補正が必要だったわけですから、市としてきちっと一般会計からの繰り入れをするという準備さえしておれば、このような平成28年度における繰上充用の補正予算というのは回避できたというふうに私は思います。そうではないでしょうか。その点、改めてお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点は、毎回国保の議論するたびに独立採算、独立採算という言葉が使われるんですけども、我々が持っております議員必携、これに予算を審議するときどういう視点で審議したらいいかというふうなことが書いてあるんですけども、特別会計について記述されている部分があります。特別会計は、一般会計と分離しているからといって独立採算制を貫かなければならないとは限らない。ある程度は弾力的に運営し、相互に繰り入れ、繰り出しをして収支を合わせることもやむを得ない性質のものもある。例えば国民健康保険特別会計の収支の不足を補填するため、一般会計から繰り入れる等の例が従来よく見られる。こういうふうな書いてあるぐらい国民健康保険特別会計については、どこの自治体も多くの場合、一般会計からの私たちが言っているルール分以外の繰り入れというのをやっているんです。ですから、この後にも出てきますけれども、平成30年度からは今の現状でいきますと、県の広域的な運営に変わっていくことになりましてけれども、それまでもやっぱり独立採算ということにはこだわらないうちに、先ほど市長が言われ

たように、市民の幸せのための市政になるように、一般会計からの繰り入れ、これこそをすべきやなかったのでしょうか。お答え願います。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 平成27年度の赤字の分のことでございますが、これにつきましては、一応この赤字の分を国保の税収のところに充てまして、その分も含めて平成28年度の税の負担の分を検討するというようなやり方で、基本的にはここからのスタートということで、平成27年度と平成28年度の分の繰上充用というような点からしまして、平成27年度はもうそれで済んだんだというふうなことではなくて、一緒にあわせて検討のほうをさせていただいたということでございます。

それと、弾力的な運用ということでございますが、実質今回のこの件につきましては、今回に限っての結果的には一般財源からの補填というような格好になってくるわけなんですけれども、これ以外に弾力的運用を全くやってないかといいますと、宍粟市におきましても乳幼児医療の部分、またそれとリストラとか、会社が倒産したとかということで、今回、6月の補正のほうで上げさせてもらっているんですけれども、そういった部分については弾力的な運用ということで、ルール外の、法定外の繰り入れというようなことで対応のほうをさせていただいております。

このことに関しましては、やはり基本的にはスタンスとしましては、独立採算というふうなことで貫いていく必要があるのかなと。だけど、額によりましては到底それでフォローできない部分については、こういった繰上充用なりで対応しなければならぬというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） あくまで繰上充用というのは、本当に例外的な運用なんだということをしっかり認識してもらわないといけないと思うんですね。平成27年度の会計は、会計年度の独立の原則からいっても、平成27年度は27年度できちっと会計処理が収支不足を起こさないようにしなければならなかったわけですよ。それをしなかったがために、こういうふうな繰上充用というふうな最終的な手段をとらなければならなかったわけですね。それはなぜかといえば、先ほど、繰り返し言いますけれども、市があくまで独立採算でルール分以外の一般会計からの繰り入れ、一部はされていると言われておりますけれども、今言われた部分についても乳幼児医療の分以外は、退職者やとか会社都合の離職者についての所得の認定の仕方については、国が認めてやられている部分で、実情ルールに入ってくる分ですよ。そういう部分では宍粟市の場合はルール分以外の繰り入れというのは、本当にわずかし

行われていないというのが実態なんですよね。ですから、今回、こういうふうな手法をとられたんであって、先ほど言われたように2カ年分の収支不足がどうなるかということを含めて国保運営協議会にかけましたというのは、単年度会計の独立の原則ということからいっても、あまりにも会計のやり方、行政自身が無視しているということになりませんか、市長か。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

○副市長（清水弘和君） 専決処分の会計事務処理のこともございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、単年度原則に基づきます平成27年度決算、おっしゃるように、3月補正、または3月31日の専決処分をもって収支を整合させる、この方法はもちろん手法としてはございます。今回やむを得ずそういった専決処分で繰上充用になったという中につきましては、一つには、医療費、これがどのような形態になるのかというのが明確でなかったというのが1点。また、税収がどれぐらいの収入になるか、それもわからなかったことが2点目。3点目には、国の交付金等、この動向がわからなかったということで、専決処分ができませんでした。

それは、これまでもぎりぎりのところで税の負担はできるだけ控えたい。ただ、負担とサービスはやはり負担すべきものは負担を願う、提供するものは提供するという原則でしたことが、今回の専決処分の1点でございます。

それから、2点目の一般会計からの繰り入れ負担、このことにつきましても、独立採算という言葉が適切かどうかわかりませんが、先ほど申しました適切な負担をしていただく、そのもとになる経費、これについてはどんな要因があったのかということも重要でございまして、今後、この後の説明でございますが、6月補正のときに幾らの負担が求めることが、市長としてどういう判断をすべきかということが十分に審議会の意見も聞いて整理をいたしておりますので、そういったところでまた御説明を申し上げますので、この専決処分については時期的なものでやむを得なかったということで御了解願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第66号議案は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6 第67号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第67号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先般の3月議会で御審議いただきました平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算につきましては、医療費等の推計や国保加入者の所得状況の把握が困難であること、国県等の基礎数値や制度改正情報が未確定であることなどの理由から暫定的な予算とし、6月議会において、国保税率の見直しとあわせて本格予算を上程することとしておりました。

今回、医療費の推計や基礎数値等がほぼ確定したことに伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付金分のそれぞれ税率の基礎となる需要額が平成27年度より増加する見込みとなり、また、国保加入者の減少、所得等の伸び悩みにより税率を引き上げざるを得ない状況となっております。

しかしながら、国保加入者の多くが低所得者や所得の不安定な所帯であること、また、宍粟市の国保税は県下他市町と比較しても高額となっていることから、改正に当たっては医療費等の増加を慎重に見極め、国費、県費等の財源把握に努め、適切と考えられる範囲で一般会計からの繰り入れを行う中で、税率の上げ幅を可能な限り抑制した税率改正となるようにしています。

また、改正に当たっての方針として、従前より申しております税負担の強い資産割の占める割合を引き下げながらも、応能割にやや比重を置いた改正案としています。これにより、世帯ごとに見ますと、一定水準以上の所得のある世帯については、負担増となりますが、国民健康保険における相互扶助の理念と現在の経済状況から低所得者への配慮に重点を置いた見直しとしておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の税率改正案につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重に協議していただいた結果、原案どおりの答申をいただいているところであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 3点にわたってお聞きいたします。

先ほど質疑した内容と重複しますけれども、一つは、本当に今のように収入が増えてない、年金も増えてない働いている方、また商売をしている方の収入も増えていない、こういうふうな状況のもとで税率改正が許されるのかどうかということがあります。

毎年の国保会計の決算でも指摘されることでありますけれども、国保税の滞納額というのは毎年増えております。この原因は、生活のために国保税が高過ぎるから払いたくても払えないというのが実際の生活者の実態であると思います。そういう意味では、私はこれ以上の国保税の引き上げ、これは市長の判断でできることありますから、今回の引き上げというのは絶対にすべきではなかったと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

それと、国保運営協議会の答申内容についてでありますけれども、その答申の中でかなり具体的な意見が出てきております。若い子育て世代の負担が増えることの懸念、こういうふうなことの意見が前文の中に書かれておりますし、また、子育て世帯の国保税の負担感は高いと思うので、可能な限り保険税を下げる対策を講じていただきたい。また、医療費は生きるためのコストであり、削ろうとしても難しいものです。こういうふうな意見が付されるというのは珍しいんですね。私、多分、今までもいろんな国保運営協議会の答申が出てきたと思いますけれども、もっと簡素にまとめてあったというふうに記憶しております。

そういうことから考えても、本当に国保運営協議会の皆さんがいかに市民の立場に立って、今の国保税が本当にどんな負担になっているのかということ、国保の資料からも、大変詳しい資料をつけていただいておりますから、今回の改正、実際見てみると、大変少なそうには見えるんですけども、年間の負担額になると相当な負担になります。そういう部分から考えても、本当に少子化が言われて、特に宍粟市の場合はそういう子育て世代への応援、そういう意味で、医療費の応援については確かに最先端をいっていると思います。しかし、こういうふうな一方で、国保税の支払いというのは本当に収入が同じであっても子どもが増えれば、子どもが増えればといいますが、家族の人数が増えれば増えるほど負担が多くなるというのが国保税の仕組みなんですよ。そのあたりのところを本当に、例えば個人割なんかを保育料と同じように2人目を半額にするとか、3人目以降は無料にしますよとか、そういうふうなやっぱり具体的な施策をとっていかなければ、残念ながら国保税というのは家族の人数が増えれば増えるほど高くなる仕組みというのはどうしようもないわけですから、そういうこともあわせてこの審議の答申内容を踏まえて、私は

考えていただかなければならないと思うんですけれども、その点は市長はどのようにお考えでしょうか。

それと、もう1点は、繰り返しになりますけれども、一般会計から私は繰り入れをすれば、今回の値上げというのは撤回はできると思いますけれども、この後出てくる補正予算を見ても、平成27年度分の繰上充用分については一般会計からの繰り入れで補填をされるようであります。そういう考え方ができるのであれば、今回についてもそのような考え方をもちて税率の引き上げは回避するというのが、私は市長として市民のためにできることではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。税率の引き上げは許されるのかというような最初の御質問の部分でございますが、議員の質問の中で、滞納額が年々増えているというような表現がございましたが、平成24年をピークにしまして、その後滞納につきましては減少の傾向にあります。これにつきましては、加入被保険者数の減少というようなことも要因ではございますが、それぞれの年度におきまして、滞納繰越分の収納率も増えているというようなことで、その中の減少というような傾向がございます。今後、この滞納につきましても、国保の運営協議会の中での意見がありました。公平・公正な徴収に努めていただきたいということがございますので、この部分の滞納につきましても、解消に向けて随時努力をしていきたいというふうに考えております。

それと、所得や資産や加入者に応じまして算定する国民健康保険税ということであります。収入の多い世帯に多目の負担を、収入が少ない世帯には軽減措置がされる制度でございます。今回の3月に専決させていただきました上限枠を上げること、また5割、2割の軽減措置につきましても、幾分緩和をさせていただいたというような制度でございます。

保険制度を支える加入者負担の原則も踏まえまして、改定につきましては御理解をいただきたいというふうに考えます。

それと、国民健康保険運営協議会の意見につきましては、答申で審議内容につきまして、下段のほうにいろいろと出された意見を記載されております。協議会では、子育て世代や低所得者に配慮して、増額は極力抑えてほしいというような意見をいただいております。その意見も踏まえまして、今回の一部改正でございます。

ほかにも、ジェネリック医薬品の普及や多重受診者への啓発、健康づくりや健康指導により医療費の抑制取り組みの強化対策などをしっかりやってもらいたいとい

うふうな御意見もいただいておりますので、今後につきましては、歳出のほうを抑えていくといった、そういった取り組みを市としましても、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

それと、一般会計の繰り入れでの値上げのほうを撤回というふうな御意見でございますが、このことにつきましても、先ほどから御答弁のほうをさせていただいております平成28年度の繰り入れは、特殊要因による医療費の増や市の国保税の現状から、これ以上大きな負担を求めることはできないという考えから、やむを得ないと判断したものでありまして、本来、加入者負担等によって独立採算が原則であり、加入者負担もいただきながら、会計運営を続けていきたいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほども言いましたけれども、今の、宍粟市民だけに限らず、国民全体の生活状況として、本当に貧富の格差というのが広がっていった、年金にしても先ほども言いましたように、事業者の売り上げとか、そういうものにしてもなかなか伸びない、収入が伸びている段階での税率の引き上げというのは、負担感が少なくなりますから、そういう意味では許される場合もありますけれども、こういうふうに今現在、収入が増えない、年金も増えない、そういうふうな中で本当に税率の引き上げ、税率の改正を抑えたというふうに言われておりますけれども、実際、市が諮問した案がそのまま答申に出ているというのが現実で、具体的に先ほど質問した子育て世代への可能な限り保険税を下げる対策を講じていただきたい、こういうふうなことには具体的には取り組まれていないわけですよ。市が諮問をした段階で、こういうふうなことを含めて出しているのであれば、例えば先ほど言いましたように、乳幼児については国保税の算定について応益割の部分について、いろいろな軽減措置も講じようと思うたらできるわけですから、そういうふうなことは一切入っていないわけで、そういうふうなことを今後とられる余地はあるのかどうかですね、やっぱりそういうところを宍粟市にとって子育てをしたいというまちとして思っていたくためにも大変重要な点かなと思いますので、この答申に書かれたのを見て、しっかり受けとめていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 子育て世代の国保税の負担感が高いというようなことで、新たに市独自でというようなことの質問でございますが、国保財政自体がこ

ういった状況に陥っているというようなところで、ルール外での繰り入れ、乳幼児の部分、それとリストラ、会社の解雇による所得の部分を経らか見るとというような部分につきましては、ルール外で入れていこうというふうな考えはあります。

それと、子育ての部分につきましては、これから人口増を市の方策としてやっていくというようなことで、今、具体的にこの部分をどうする、こうするというふうなことはできませんが、考えられることがあれば、進んで取り組んでいきたいとは思いますが、やはり率先してやるべきことは、やはり支出の部分を抑えていくというふうな取り組み、特に、ジェネリック医薬品への取り組み、広報に啓発を行っていくとか、多重受診者等の啓発、そういったこともこの間、取り組むには取り組んでおるところでございますが、強力的に率先してやっているというような状況ではございませんので、やはり国保に限らず、その他の福祉なりとも、また協力をしながら進めていくことが、まず、それが先決だというふうに思います。支出のほうを抑えていくという取り組みが、まず必要なことではないかなというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。支出のほうを抑えるのは当然な取り組みであると思えますけれども、国保加入者の特質ということ考えた場合、やっぱり年金生活をされている高齢者が多いという一つの特質があるんですよね。それと、御存じのとおり、皆さん、公務員もそうですけれども、一般の会社の社会保険の健康保険に入っている方については、子どもが何人いようと、その扶養者が何人いようと、支払う国民保険料というのは同じなんですよね。

先ほど言いましたように、国民健康保険だけは家族の人数が増えたら増えるほど、多くなってしまおうというふうな仕組みがとられているんですよ。ですから、何ぼ少子化、若い世代に楽な子育てをしてもらいたいと言っても、そういう具体的な措置をとらない限り、若者にとっては、国保加入者の若者というのは相対的に商売をされている方とか、一定限られてくるかもしれませんが、でも、それでも、私も国保に入っておりましたけれども、大変大きな負担を感じておるんですよね、子育て世代を含めて。ですから、そういう部分というのを、またやっぱり宍粟市独自の制度として、私は考えていかなければ、市長が言われるような市民に幸せを感じてもらえるというふうなことにはならないと思えますけれども、市長、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったように、加入者の特質、幅広いいろんな条件等々がある。御承知のとおりだと思います。そういった状況、また今日の経済状況やいろんな状況を鑑みて今回の運営協議会からの御意見、答申いただいたときにも委員さんともいろいろディスカッションする中で、委員さんは非常に熱心にいろんな形で議論いただいたと、それはそのとおりだと思うんですが。特に、子育て世代も含めて、どれだけの数があるかは別問題として、今後、平成30年に向かってもそうでありますが、我がまちのそういう特色あるものについて、できるかできないかは別にして、そういう検討も加えていく必要があるだろうと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、民生生活常任委員会に付託します。

日程第7 第68号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第68号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第68号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農作物共済及び畑作物共済につきましては、共済目的の種類ごとに、掛金率一覧表、集落等の名称等を公示しなければならないとされておりますが、個人情報保護の観点から、個人を特定し得る情報を除外して公示するよう規定を整備するものであります。

また、当市の白大豆及びその他豆類については、危険段階数を1段階として、危険段階基準共済掛金率を適用しておりますが、国から1段階の設定では危険段階基準共済掛金率と認められないとの指導があることから、基準共済掛金率が適用されることとなるよう、所要の改正を行うものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第8 第69号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第69号議案、宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年4月1日付で公益財団法人しそく森林王国協会としそく観光協会が統合し、新たに公益財団法人しそく森林王国観光協会が発足したことに伴い、条例に規定する文言について、所要の改正を行うものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております第69号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) ないようですので、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第69号議案を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 第70号議案

議長(秋田裕三君) 日程第9、第70号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第70号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の開設、運営に当たり保育士の確保が困難な状況に対応するため、当面の間の措置として、保育士の配置要件の弾力化を図ることとされたこと、また、建築基準法施行令の改正に伴い、避難用設備の要件の一部が変更されたことを受け、それぞれの基準を改正するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(秋田裕三君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番(岡前治生君) 15番です。国の法律改正によってという、こういう条例の調査というのはなかなか個人ではしにくいんですけども、問題は、宍粟市において

具体的にどういう影響があるかということが一番大事やと思いますので、今までの報告では宍粟市内で家庭的保育事業が行われているというふうなことは報告は聞いたような記憶はないんですけども、そういうふうな実績があるのか、もしあるとすれば、今回の保育士の配置基準の弾力化によってどういう影響が考えられるのか、お聞かせ願いたいのと、もう1点は、実際、宍粟市でも放課後児童健全育成事業が行われておりますけれども、今回の条例改正によって具体的な影響はあるのかどうか、もしあるとすれば、どういうふうな内容なのか、お聞かせください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 市内の実績とその影響ということでお答えさせていただきます。

本条例は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて定員19人以下の小規模保育事業者等の認可を市が行うために制定したものでありますが、現在のところ、この条例に基づく家庭的保育事業等を行う事業者はございません。したがって、今回の条例改正により市内の幼児教育、保育への影響はないと考えております。

また、放課後児童健全育成事業につきましても、国家戦略特区における地域限定保育士の導入に係る改正ですので、本市への影響はありません。今回の改正は、全国一律に国が改正を求めてきたもので、国の準則どおりの提案ということでしております。よろしく願いいたします。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 両方とも宍粟市には影響がないということなんですけども、これは参考までにお聞きしておきたいんですけども、例えば先ほど提案説明の中で保育士の不足による配置要件が緩和されるとかいうふうなことがあって、これは今全国的にも待機児童というのが都市部では大変大きな問題になっております。そういうことから、具体的に保育士の配置要件というふうなものが、どういうふうになるのか、また、放課後健全育成事業についても宍粟市では関係がない、関係がないということはないですけども、該当がないというふうなことでしたけども、これらも都市部の学童保育の現場からすれば、影響があるのかなと思いますので、今、資料の持ち合わせがないということであれば、委員会にでも具体的に宍粟市には影響ないけども、弾力的な運用によって、従来、例えば保育所が利用者何人に何人おらなければならぬものが、何人について何人までならいいというふうな弾力的な運用がされるというふうになつとるとかというふうなことがわかれば、資料提出を

お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） お尋ねの資料につきましては、委員会に提出させていただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第10 第71号議案～第72号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第71号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）についてから、第72号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第71号議案及び第72号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、緊急でやむを得ないもの及び早急に対応するほうが、より効果的なものに限って補正を行っております。

初めに、第71号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ3億3,656万5,000円を追加し、補正後の総額を236億5,656万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費で自治会から要望がありました旧教育集会所整備事業補助金を追加しております。

次に、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金を増額しております。この増額は、法定の財政安定化支援分の繰り出しと、財源不足分について税率改正を検討する中で、税率の大幅な引き上げが困難であり、特例的に一般会計で負担することとしたものであります。

次に、商工費では、森林セラピー及び氷ノ山ツーリズムのトイレや駐車場などの整備費用を計上しております。これらの事業につきましては、平成27年度3月補正において、地方創生加速化交付金を活用して実施を予定しておりましたが、交付金事業の対象外となったため、平成27年度予算での実施を見送っておりましたが、過疎対策事業債により財源を確保し、改めて平成28年度事業として予算計上をするものであります。

また、消防費では、緊急的な対応として、宍粟防災センター外壁の落下防止工事

費を計上し、教育費では、基礎学力の定着に有効との判断から、ウェブサービス型の学習支援ツールを活用する経費を追加しております。

歳入につきましては、学習支援ツール活用事業に係る県補助金を見込むほか、旧教育集会所整備等補助事業には合併特例事業債、森林セラピー等施設整備には過疎対策事業債を活用し、さらに必要となる財源につきましては、見込みの範囲内のもとで前年度繰越金を計上しております。

続きまして、第72号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成27年度の医療費の見込みや平成28年度の所得等が概ね把握できる時期となりましたので、予算整理を行っております。

歳出では、総務費で納付書等算定システムとの連携機能を追加するシステム改修費を計上するとともに、保険給付費の療養給付費等を支出見込みにより精査しております。

これらに伴う歳入は、税率改正を踏まえ、国民健康保険税を整理するとともに、国県支出金や交付金につきましてそれぞれ精査したものを計上しております。

なお、税率改正に当たっては、平成28年度の収支を見込む中、慎重に検討を重ね、財源不足を全て保険税に転嫁することは非常に負担が大きいことから、C型肝炎等特殊な事情による医療費の増加や税率引き上げによる加入者負担の激変緩和等を考慮し、国保財政の安定化のため、特例的に一般会計からの繰り入れを行うこととしております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ5,224万8,000円を減額し、補正後の総額を55億8,043万6,000円とするものであります。

以上、補正予算2議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。何点かにわたってお聞きしたいと思うんですが、一つは、旧教育集会所整備補助金ということで、8,400万円余りでしたか、かなり大きな金額が上がっております。これについては、具体的に1カ所のことなのか、それとも複数箇所に補助金ということなのか、そのあたり、もし複数箇所であれば、その地域名も教えていただけたらと思います。

それと、補助金の財源に合併特例債が使われておるんですけども、こういういわゆる公民館を建てる補助金に合併特例債というのがなじむのか、なじまないのか、いろんな考え方があるとは思いますが、なぜ合併特例債を充てられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、社会福祉総務費の中で国保への繰出金のことをお聞きする予定でしたけれども、これは一般財源からの繰り入れになるということで回答があったと思いますので、その点は省きたいと思います。

それと、防災センターについて2,400万円でしたか、今、外壁工事というふうに言われましたけれども、こういうものが補正で出てくるというのは、あまりよくないと思うんですね。当然当初予算の中で外壁の傷みというのは前年度にはわかっておったと思いますので、なぜ当初予算に計上されなかったのか。その発見自体が遅れたということも私は理由にはならないと思いますので、なぜそういうふうな事態に至ったのか、経過がわかれば、資料がありましたら口頭でもいいですし、委員会で時系列的に教えていただければと思います。

それと、第72号議案の関係でありますけれども、先ほど言いました社会福祉総務費の繰出金とも関係するんですけども、要するに、今回の国保税の税率改正については、2カ年分の医療費の予測をして税率改正をしたということであります。でも、国保の補正予算を見てみますと、国保税そのものとしては約1億余りの減額、減収を見込んでいるというふうなことになるわけなんですけども、それで、実際にいよいよ国保税の税率引き上げで、どの程度の税収が確保できて、平成28年度の見通しとしてはどうなるのかというところが見えてこないんですよ。ですから、繰上充用することによって、当然1億5,000万円というお金が平成28年度では穴があくと。それについては一般会計からの繰入金1億6,000万円ほどで充用すると。でも、国保税そのものは1億余りの減収になると。ということは、国保税の税率改正でいよいよ増収をどんだけ見ておるのかというふうなことが、この予算では読めないで、そのあたり教えていただけたらと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうから、旧教育集会所整備事業の補助金につきましての答弁をさせていただきます。

この部分につきましては、自治会が集会施設等に活用するために、市から譲渡された施設の改修等を支援するものでございまして、地域住民の活動拠点となるコミュニティ施設の整備に対する支援ということでございまして、その中で有利な財源

として合併特例債を活用させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 続いて、坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、箇所数のことについてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、この補助金につきましては、二つの自治会から要望がございましたので、今回6月補正に上げさせていただきながら、年度内完了を目指していきたいというふうに考えております。

なお、自治会につきましては、委員長とも御相談をしながら対応をしていきたいというふうに思っております。

続いて、防災センターの件でございます。なぜ当初予算に計上しなかったのかということでございます。

御存じのとおり、防災センターの南面につきましては、昨年12月の議会において補正予算で可決をいただきまして、1月に契約をし、施工をしてまいりました。2月の15日の段階で施工業者のほうから、当初補正につきましては、窓枠のシーリングの部分、そちらのほうは老朽化によって雨漏りが起きているのではないかという想定の中で計上しておりましたが、足場を組んで打音調査をする中で、一部タイルの浮きが見られるというところで緊急に追加で発注をしました。そういうことが南面以外の西面、北面、東面、そちらのほうにも及んでいるのではないかというふうに想定をしましたので、当初予算には時期的に計上できませんでした。早急な対応が必要ということで、今回6月議会で計上させていただいております。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 国保税の部分について御答弁のほうをさせていただきます。

繰上充用につきましては、本来、独立採算の原則から税で負担いただくものということで、暫定的に専決の補正で税のほうに負担ということでしておったわけなんですけれども、宍粟市の国保税はかなり高額でありまして、これ以上さらに大きな負担は求められないものと判断しまして、特殊要因を精査しまして、それを除いたものを税で負担いただくということで整理した結果、減額の補正という結果になりました。税としましては、補正後の予算額が10億3,100万円余りというふうな予算額になる予定でございます。

今回の補正で増えた金額としましたら、4,965万1,000円の補正額ということにな

ります。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。一つは、旧教育集会所整備事業補助金ということで、二つの自治会ということなんですけど、公民館の要するに建て替えの補助金ということになりますよね、地域にとっては。ですから、そういうところに、私は補助金として財源的に有利は有利かもしれませんが、合併特例債を充てるといのが果たして妥当なのかどうか、合併特例債は過疎債とかと違って、議会の議決によって支出してもいいとか、悪いとかというふうなことが決まる性格じゃなくて、大枠があって、毎年こういうものは合併特例債を使おうとかいうふうな、市長にすごい裁量を与えられていると思うんですけども、そういうことからいっても、枠があるから合併特例債という考え方はしないというのが従来の合併特例債の使い方ではなかったかというふうに思うんですけども、財源的に有利だから使いますよというのは、私はちょっと答弁として納得がいけないんですけども、その点はいかがでしょうか。

それと、もう一つ確認なんですけども、国民健康保険税については、今回の税率改正で今言われた4,965万円増収のために税率改正をされたというふうなことになるというふうに理解していいんですか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 教育集会所の補助金につきまして、この部分につきましては、新市の建設計画の中でも地域住民による積極的かつ主体的な活動の拠点として、地域コミュニティの形成に当たる部分で集会所の支援というのは、合併特例債の部分で該当していくであろうと。そういう部分も含めまして、今回対応させてもらっております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 先ほど議員おっしゃったとおりでございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案から第72号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第11 第73号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第73号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第73号議案、消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、宍粟市消防団の機動分団が使用する消防ポンプ自動車を計画的に更新するもので、使用年数は20年を迎える山崎支団第3機動分団及び千種支団第1分団第2機動部に配備している消防ポンプ自動車2台について、緊急時に十分な消防力を発揮できるよう買い替えるものであります。

消防ポンプ自動車の購入を行うに当たり、去る平成28年5月20日に入札を執行しました結果、株式会社藤井ポンプ製作所代表取締役、横田浩之と契約金額3,499万2,000円で購入契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第73号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第12 第74号議案

議長（秋田裕三君） 日程第12、第74号議案、教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第74号議案、教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、児童の興味・関心を引き出す魅力的な授業づくりの一助とするため、平成27年度に戸原小学校及び波賀小学校で試験的に導入しており、この2校における効果等を検証した結果、魅力ある授業づくりに効果的と判断し、市内の全小学校に導入しようとするものであります。

この教育用タブレットPC・大型モニターの購入を行うに当たり、去る平成28年

5月19日に入札を執行しました結果、イトーオフィスサービス株式会社代表取締役、伊藤和久と契約金額4,954万5,000円で購入契約を締結しようとするものであります。

諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第74号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第13 請願第1号

議長（秋田裕三君） 日程第13、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成29年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） それでは、議長より指名をいただきましたので、請願書を少し時間をいただきますが、朗読によって説明にかえさせていただきます。

宍粟市議会議長、秋田裕三様。請願団体は、住所、山崎町17番地。団体名、兵庫県教職員組合宍粟支部。代表者名、支部長、谷尻恒博様。紹介議員は私、実友でございます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、

平成29年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国に繋がる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。

こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む、計画的な教職員定数改善が必要です。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国

による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。

一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教員環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財政による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、平成29年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。

御理解の上、賛同賜りますようによろしくお願いをいたします。

議長（秋田裕三君） 実友 勉議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第143条第1項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

請願第1号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択することに決しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま採択されました請願の意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、6月13日午前9時30分から開会します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時16分 散会)